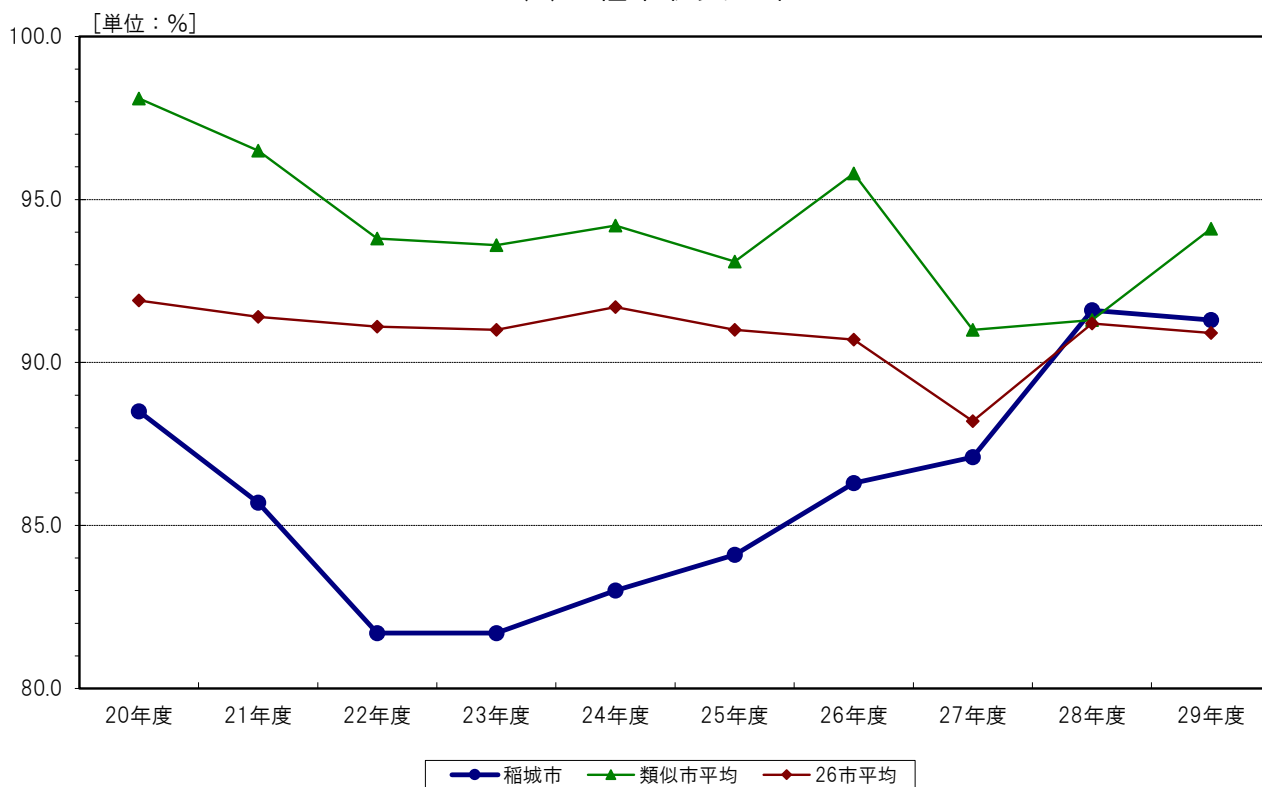


I 財政状況

4 決算に基づく 財政指標の状況

- (1) 経常収支比率
- (2) 財政力指数
- (3) 健全化判断比率
 - ① 実質赤字比率
 - ② 連結実質赤字比率
 - ③ 実質公債費比率
 - ④ 将来負担比率

(1) 経常収支比率



(単位：%)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
稲城市	88.5	85.7	81.7	81.7	83.0	84.1	86.3	87.1	91.6	91.3
類似市平均	98.1	96.5	93.8	93.6	94.2	93.1	95.8	91.0	91.3	94.1
26市平均	91.9	91.4	91.1	91.0	91.7	91.0	90.7	88.2	91.2	90.9

傾向分析

経常収支比率とは、人件費や扶助費、公債費のような容易に縮減できない経常的経費に、市税や普通交付税といった経常一般財源が、どれだけ充当されたのかを見ることで、財政構造の弾力性を測る指標です。これは歳入構造と歳出構造をリンクさせた総合的な尺度であり、数値が高くなると、それだけ新たな市民ニーズに応える余力が少なくなっているといえます。

29年度決算で見ると、人件費・扶助費などの一般財源を充当した経常経費が増となりましたが、それ以上に地方税や配当割交付金などの経常一般財源が増となったため、前年度より0.3ポイント減となりました。稲城市は、26市中13位となっています。

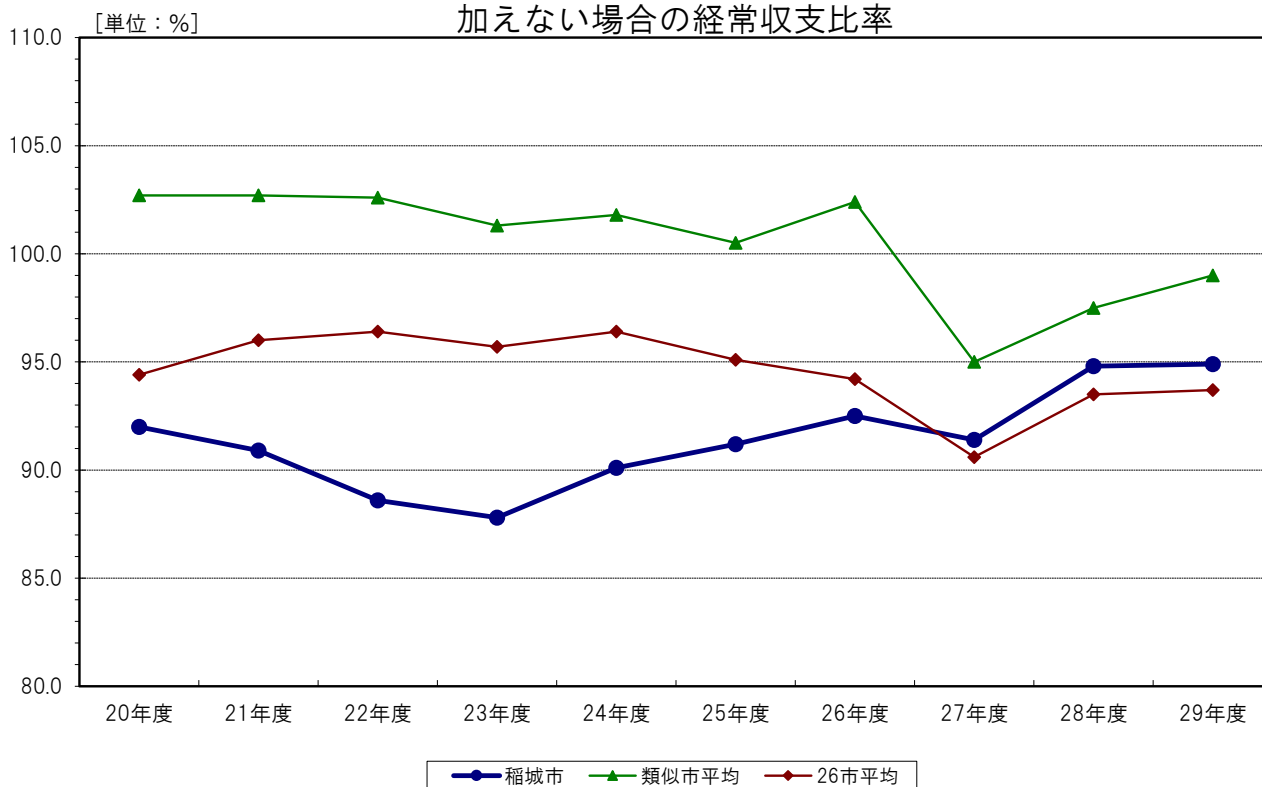
29年度決算26市比較データ 経常収支比率(抜粋)

No.1. 武蔵野市	82.1%
No.2. 府中市	84.0%
No.9. 福生市[類似市]	90.7%
No.11. 清瀬市[類似市]	91.1%
No.13. 稲城市	91.3%
No.18. 東大和市[類似市]	93.9%
No.22. 国立市[類似市]	95.0%
No.24. 青梅市	98.7%
No.25. あきる野市[類似市]	98.9%
No.26. 羽村市	105.8%

参考：経常収支比率の算式

$$\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源}} \times 100 (\%)$$

(参考)減税補てん債及び臨時財政対策債を歳入経常一般財源等に加えない場合の経常収支比率



(単位: %)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
稲城市	92.0	90.9	88.6	87.8	90.1	91.2	92.5	91.4	94.8	94.9
類似市平均	102.7	102.7	102.6	101.3	101.8	100.5	102.4	95.0	97.5	99.0
26市平均	94.4	96.0	96.4	95.7	96.4	95.1	94.2	90.6	93.5	93.7

傾向分析

減税補てん債と臨時財政対策債は、その元利償還金が、全額基準財政需要額に算入され、普通交付税として措置されます。そのため、地方交付税の代替財源と考えられており、経常収支比率の算定においては、経常一般財源として算入されています。これらを加えなかった場合の経常収支比率は、稲城市が94.9%、類似市平均が99.0%、26市平均が93.7%となり、通常の経常収支比率よりも高くなります。

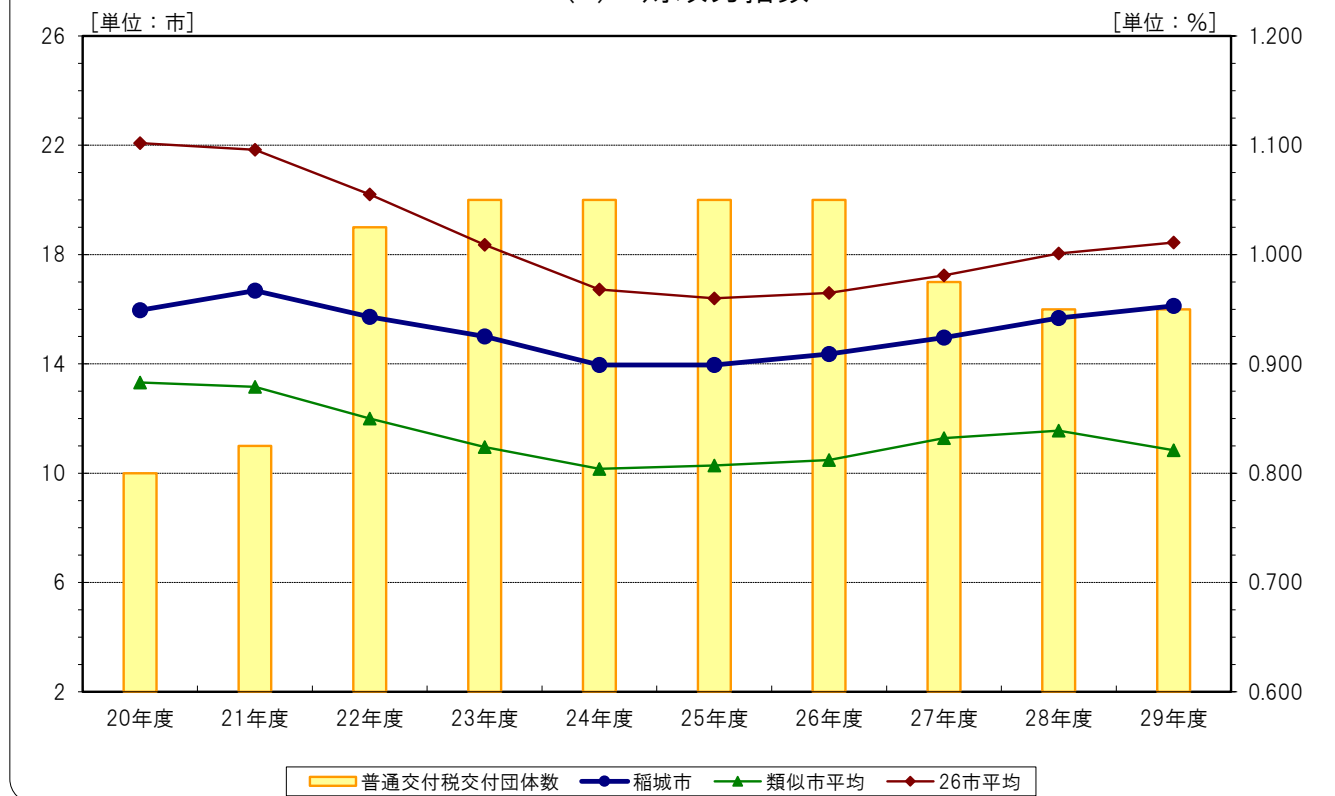
29年度決算26市比較データ 経常収支比率(抜粋)

No.1. 武蔵野市	82.1%
No.2. 府中市	84.0%
No.9. 福生市[類似市]	93.6%
No.13. 稲城市	94.9%
No.14. 国立市[類似市]	95.0%
No.18. 清瀬市[類似市]	97.7%
No.22. 東大和市[類似市]	101.2%
No.25. あきる野市[類似市]	106.5%
No.26. 羽村市	106.7%

参考：経常収支比率の算式

$$\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源-(減税補てん債+臨時財政対策債)}} \times 100 (\%)$$

(2) 財政力指数



(単位：市、%)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
普通交付税交付団体数	10	11	19	20	20	20	20	17	16	16
稲城市	0.949	0.967	0.943	0.925	0.899	0.899	0.909	0.924	0.942	0.953
類似市平均	0.883	0.879	0.850	0.824	0.804	0.807	0.812	0.832	0.839	0.821
26市平均	1.102	1.096	1.055	1.009	0.968	0.960	0.965	0.981	1.001	1.011

傾向分析

財政力指数とは、地方公共団体の財政力を判断する理論上の指標で、1を超えると収入超過団体となり、普通交付税が交付されません。普通交付税算定上の標準的団体を前提としたものではありませんが、この多寡をもって国庫補助金補助率の嵩上げや割落しが行われる場合もあります。

26市の普通交付税交付団体数については、22年度は、リーマンショックの影響による収入減で、基準財政収入額が減となったことにより増加しましたが、その後は収入増などにより減少しています。

29年度決算26市比較データ 財政力指数(抜粋)

No.1. 武蔵野市	1.511 (単年度No.1 : 1.508)
No.2. 調布市	1.251 (単年度No.2 : 1.203)
No.8. 国立市[類似市]	1.025 (単年度No.8 : 1.035)
No.15. 稲城市	0.953 (単年度No.15 : 0.959)
No.20. 東大和市[類似市]	0.865 (単年度No.20 : 0.862)
No.24. 福生市[類似市]	0.786 (単年度No.24 : 0.787)
No.25. あきる野市[類似市]	0.740 (単年度No.25 : 0.743)
No.26. 清瀬市[類似市]	0.689 (単年度No.26 : 0.686)

参考：財政力指数の算式

※1を超える団体は交付税不交付となる。

$$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \quad (\text{3年平均})$$

(3) 健全化判断比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの指標（健全化判断比率）を公表しています。

この健全化判断比率については、市が財政破綻をきたさないよう、早期に是正措置を促すために設定された財政状況の注意範囲（早期健全化基準）を示し、この基準を一つでも超えた場合は、市議会の議決を経た上で、財政を立て直すための「財政健全化計画」を策定しなければならないこととなります。

また、将来負担比率を除く三つの指標については、財政状況の危険範囲（財政再生基準）を示し、三つの比率のうち一つでもこの基準を超えた場合は財政破綻状態にあり、市議会の議決を経た上で、「財政再生計画」を策定し、国や都の関与のもとで、市の再生作業に着手することとなります。

(3)－① 実質赤字比率

(単位：%)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
稲城市	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当
早期健全化基準	12.76	12.72	12.69	12.68	12.67	12.67	12.66	12.65	12.63	12.62
財政再生基準	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00
類似市平均	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当
26市平均	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当

傾向分析

実質赤字比率は、市の一般会計等（一般会計と一部の特別会計）の歳出に対する歳入に不足額がある場合、その赤字額を、市の一般財源の標準規模（標準財政規模）の額で除して得た指標です。市の会計は、単年度において収支が均衡することが原則です。やむを得ず赤字が生じる場合であっても、翌年度に繰り越された赤字が解消できなければさらに累積してしまい、解消不可能な金額に膨らんでしまうこともあります。この比率が高くなるほど深刻な事態になりますが、まずは、赤字を出さないように財政規律を守っていくことが重要です。

29年度決算で見ると、一般会計等の実質収支は黒字ですので、この比率には該当しません。また、26市もすべて黒字となっており、この比率には該当しません。

参考：実質赤字比率の算式	$\frac{\text{実質赤字額}}{\text{標準財政規模} + \text{臨時財政対策債発行可能額}} \times 100 (\%)$
--------------	--

(3)－② 連結実質赤字比率

(単位：%)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
稲城市	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当
早期健全化基準	17.76	17.72	17.69	17.68	17.67	17.67	17.66	17.65	17.63	17.62
財政再生基準	40.00	40.00	35.00	30.00	30.00	30.00	30.00	30.00	30.00	30.00
類似市平均	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当
26市平均	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当

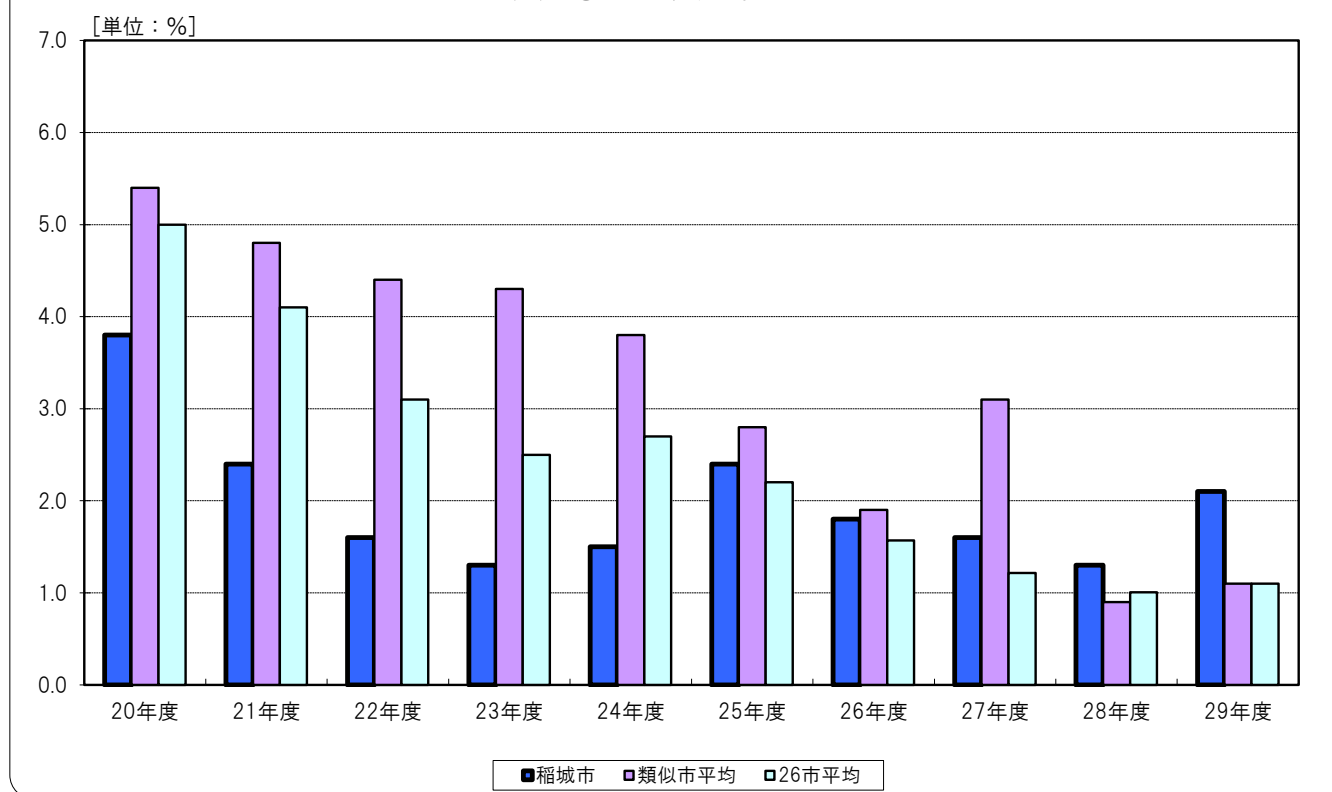
傾向分析

連結実質赤字比率は、すべての会計の赤字額と黒字額を合算して、市全体の歳出に対する歳入に不足額がある場合、その赤字額を標準財政規模の額で除して得た指標です。公営企業などの特別会計もすべて連結することによって市全体の財政状況がわかります。連結決算の赤字も、本来は生じないはずのものであり、この比率が高くなるほど解消が困難になったり、解消期間が長期に及んだりする可能性があります。連結赤字が生じてしまった場合は、その原因を明らかにするとともに、早期に十分な対策を講ずる必要があります。

29年度決算で見ると、全ての会計を連結した実質収支は黒字ですので、この比率には該当しません。また、26市もすべて黒字となっており、この比率には該当しません。

参考：連結実質赤字比率の算式	$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模} + \text{臨時財政対策債発行可能額}} \times 100 (\%)$
----------------	--

(3)-③ 実質公債費比率



(単位：%)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
稲城市	3.8	2.4	1.6	1.3	1.5	2.4	1.8	1.6	1.3	2.1
早期健全化基準	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0
財政再生基準	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0
類似市平均	5.4	4.8	4.4	4.3	3.8	2.8	1.9	3.1	0.9	1.1
26市平均	5.0	4.1	3.1	2.5	2.7	2.2	1.6	1.2	1.0	1.1

傾向分析

実質公債費比率は、一般会計などの歳出のうち、借入金に対する返済やそれに準じた経費を、標準財政規模を基本とする額で除して得た数値の3ヵ年平均による指標です。借入金の返済は義務的経費であり、ひとたび増大してしまうと短期間で削減することが困難なため、一定以上の規模にならないようにすることが重要です。この比率が高まると財政の弾力性が低下し、他の経費を節減しないと収支が悪化し、赤字団体になる可能性も高まります。この指標が18%以上になると、地方債を発行する際に総務大臣または都道府県知事の許可が必要となります。

29年度決算で見ると、債務負担行為に係る支出の増や公債費への基金充当額が減ったことにより、前年度より0.8ポイント増となりましたが、早期健全化基準を下回る数値となっています。

29年度決算26市比較データ 実質公債費比率(抜粋)

No.1. 福生市[類似市]	-3.0%
No.2. 東大和市[類似市]	-2.6%
No.4. 国立市[類似市]	-1.4%
No.17. 稲城市	2.1%
No.24. 清瀬市[類似市]	4.1%
No.25. 東村山市	4.9%
No.26. あきる野市[類似市]	8.5%

参考：実質公債費比率の算式

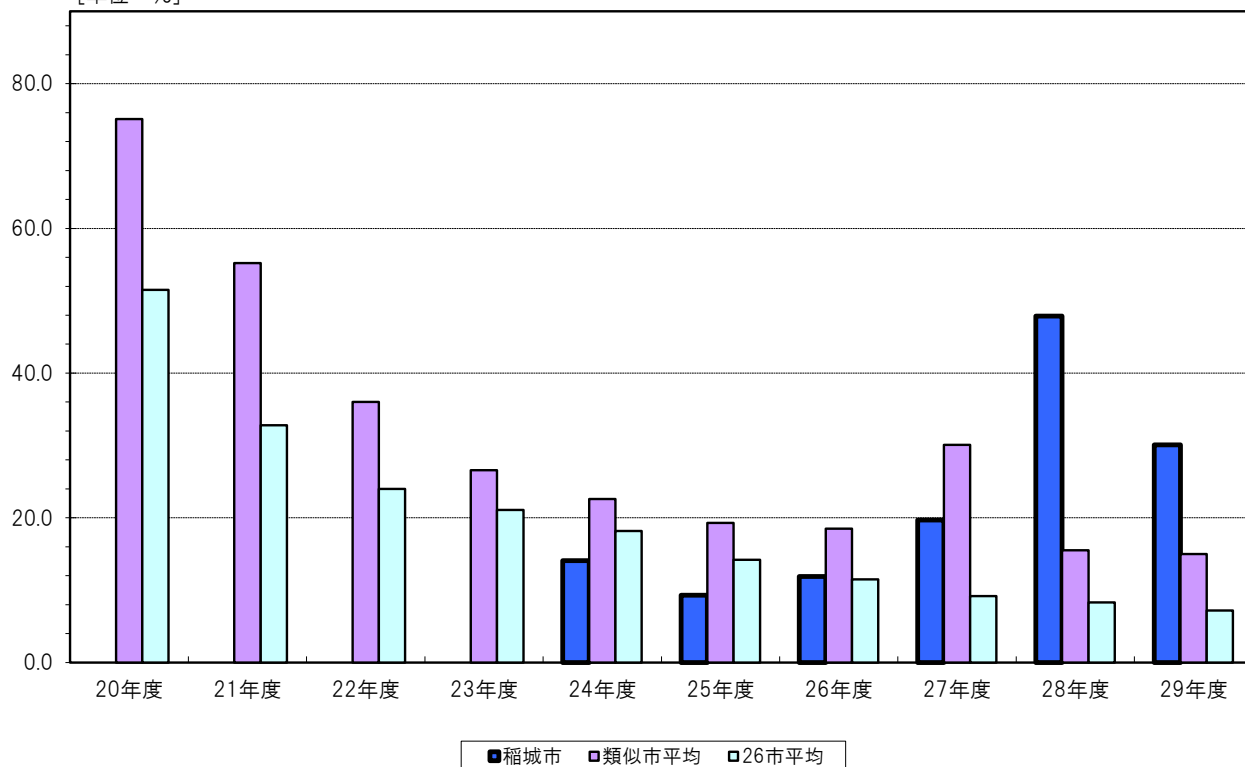
$$\frac{(A+B) - (C+D)}{E+F-D} \times 100 (\%)$$

(3年平均)

- A：地方債の元利償還金
- B：地方債の元利償還金に準ずるもの
- C：AやBに充てられる特定財源
- D：AやBに係り普通交付税に算入された額
- E：標準財政規模
- F：臨時財政対策債発行可能額

(3)-④ 将来負担比率

[単位：％]



※単純平均を使用 (単位：%)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
稲城市	なし	なし	なし	なし	14.1	9.3	11.9	19.7	47.9	30.1
早期健全化基準	350.0	350.0	350.0	350.0	350.0	350.0	350.0	350.0	350.0	350.0
類似市平均	75.1	55.2	36.0	26.6	22.6	19.3	18.5	30.1	15.5	15.0
26市平均	51.5	32.8	24.0	21.1	18.2	14.2	11.5	9.2	8.3	7.2

傾向分析

将来負担比率は、一般会計などが将来的に負担することになる実質的な負債を把握し、この将来負担額からその償還に充てることが可能な基金などの額を差し引いた上で、標準財政規模を基本とする額で除して得た指標です。この比率が高い場合、財政規模に比べて将来負担が過大であり、今後の財政運営が圧迫される可能性などに注意する必要があります。

28年度決算では、病院事業会計の経常利益がなかったことから繰出基準額約30億円がそのまま将来負担額となり、47.9%となりましたが、29年度決算では病院事業会計の経常利益があり、市が負担すべき企業債の額が減ったため30.1%となり、前年度比17.8ポイント改善しました。

今後も、都市基盤整備事業をはじめ、小・中学校施設の整備や改修などに市債の借入や基金の活用を予定しているため、将来負担比率の数値は大きくなっていくことが見込まれます。

29年度決算26市比較データ 将来負担比率(抜粋)

国立市[類似市]	なし
福生市[類似市]	なし
東大和市[類似市]	なし
No.16. 調布市	0.7%
No.17. 羽村市	5.3%
No.24. 清瀬市[類似市]	23.4%
No.25. 稲城市	30.1%
No.26. あきる野市[類似市]	51.5%
将来負担比率なし	15市 (うち類似市3市)
将来負担比率あり	11市 (うち類似市2市)

参考：将来負担比率の算式

$$\frac{A-B}{C+D-E} \times 100 (\%)$$

- A：将来負担額
- B：充当可能基金額等
- C：標準財政規模
- D：臨時財政対策債発行可能額
- E：地方債の元利償還金等に係り
普通交付税に算入された額



©K.Okawa - Jet Inoue
MEMO
